

一般社団法人生活・就労支援協会行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率50%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標 2：育児休業中の社員に仕事関係の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 情報提供を行うことについて、社内へ周知する。
- 令和 7 年 4 月～ 休業者が出た場合に実施する。

目標 3：仕事と子育て等の両立させるための各制度に関する情報の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和 7 年 5 月～ 社内掲示板や対象社員へ直接周知を行う